

## 静岡県告示第187号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルプタノアート及びその塩類（通称名5F－EDMB－PICA、5F－EDMB－2201）	令和4年3月17日
2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類（通称名Methoxpropamine、MXPr）	令和4年3月17日
2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類（通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）	令和4年3月17日
1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名α-D2PV、A-D2PV）	令和4年3月17日

### 2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。